

第3章 平成23年度に向けて目指す方向

1 岩見沢市の目指す方向

この計画は、「岩見沢市障がい者福祉計画」の理念を踏まえ、次の基本的理念に基づいて、平成23年度に向けての目標を掲げ、障がいのある人もない人も、ともに支えあい、安心して自分らしい生活を送ることができる地域づくりを、市民全体で進めていくことを目指しています。

(1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別を問わず、また重度の障がいがあっても、障がい者が自ら居住する場所を選択し、障害福祉サービスや、その他の支援を受けながら、自立と社会参加を図っていくことを基本とします。

(2) 3障がいに係る制度の一元化のもとでの総合的なサービス提供体制の推進

これまで異なる制度で行われてきた身体・知的障がい者への福祉サービスと精神障がい者に対する福祉サービスが一元化されました。市は、今後サービス提供の実施主体として、障害福祉サービスなどの総合的な提供体制の充実を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援などの新しいサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から地域生活への移行や就労支援といった、新たな課題に対応した利用者本位の障害福祉サービスなどの提供体制の整備に努めます。

2 サービス提供体制の確保に向けて

平成23年度までのサービス提供体制の確保について、事業者をはじめとした関係機関などと連携しながら、以下の考え方で取り組んで行くこととします。

(1) 訪問系サービス

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービスについては、障がいの種別や程度によることなく、一人ひとりの置かれた状況に対応できるようサービスの充実に努めます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の確保とサービスの質の向上を図ります。

(2) 日中活動系サービス

今後のニーズの変化に対応した事業の展開が図られるよう、各事業者と連携しながら、希望する障がい者に対する日中活動サービスの充実に努めます。

また、従来の小規模作業所などについて、新体系サービスへの移行を促進します。

(3) 居住系サービスと地域生活への移行の推進

施設入所が必要な障がい者への施設入所支援サービスを提供するとともに、地域での生活を希望する障がい者の地域移行を応援するため、自立訓練事業などの充実に努めるとともに、グループホームやケアホームを含めた地域における居住の場の確保に努め、福祉施設や病院からの地域生活への移行を推進します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行などの促進

就労移行支援事業などの推進により、福祉施設からの一般就労への移行を促進します。

3 相談支援体制の充実に向けて

障がい者が、自らの生き方を選択・決定し、社会の一員として自立した日常生活又は社会生活を営むためには、身近な場所で気軽に相談できる場所が必要であり、また、中立・公正な立場で、きめ細かく相談に応じられる体制づくりが必要となります。

さらに、サービスの新体系への移行が進む中、障がい者一人ひとりの実情や希望に対応した適切で効果的なサービス利用を促進するため、相談支援の重要性は、今後、ますます高まるものと予想されます。

相談支援を効果的に展開するため、相談支援窓口の一層の充実を図るとともに、関係機関（サービス提供事業者、雇用、教育、医療など）との有機的なネットワークの構築を図ります。

4 平成23年度の数値目標の設定

障害者自立支援法の目標や「岩見沢市障がい者福祉計画」に掲げる基本理念、本計画の目指す方向の実現を図るための指標として、次の3つの目標値を設定し、この達成を目指し、関連施策について重点的に推進を図ります。

(1) 希望する福祉施設入所者が地域生活へ移行することを目指します

施設入所が必要な人への施設入所支援サービスを提供する一方で、自分らしい生き方を求めて地域生活を希望する人の地域移行を応援するため、関係機関や事業者との連携を図りながら、自立訓練などのサービス提供体制の充実を図るとともに、居住の場の確保や、地域住民への啓発など、その人らしい暮らしを支えるための環境づくりに努めます。

また、地域生活移行後の日中活動や交流の場として、各自立支援給付や地域生活支援事業をはじめとした、必要なサービス提供体制の充実と、利用しやすい仕組みづくりに努めます。

これらにより平成23年度末における知的・身体障がい者施設入所者数が、現在の253人から約14.0%の減少にあたる218人となることを目指します。

（２）「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」の地域移行を進めます

地域で生活するための支援体制などが不十分なため、やむを得ず入院を継続せざるを得ない、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障がい者は、平成17年度の北海道の調査で全道に1,718人いると推計され、岩見沢市民でも37人が「社会的入院」の状態にあると推計されています。このような「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」に対して、必要な支援体制の充実と地域の理解の促進を図ることにより、「社会的入院」の解消を目指します。

（３）就労支援体制の充実を図り、福祉施設から一般就労への移行を進めます

社会の一員として自立した生活を営むためには、就労は重要な要素の一つです。当市には、これまでも障がい者の就労を促進するため、先進的な取り組みを行ってきた事業者が多くあり、これらの施設を通じて一般就労に移行した障がい者数は、平成17年度に北海道が実施した調査でも高い水準にあります。

障害者自立支援法の施行により、就労移行支援事業や就労継続支援事業が創設され、今後、ますます就労に向けたサービスの充実が図られますが、一方で平成18年3月の北海道内の有効求人倍率は0.51と、全国の1.01に比較して大きく遅れをとっています。また、これから定年退職を迎える、いわゆる団塊の世代が、再就職を求めることも予想されるなど、平成23年度までの間の雇用情勢は、障がいの有無に関わらず、大変厳しい状況となることが想定されます。

就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用の促進を図るだけでなく、これらのサービスを利用した後の障がい者の就労先を確保するため、ハローワークなど関係機関と一層連携を深め、トライアル雇用やジョブコーチなどの制度の普及啓発を進めるなど、きめ細かい就労支援体制の構築を図り、福祉施設から一般就労に移行する障がい者の人数が、平成17年度実績の5人を下回ることがないよう努めることとします。

【参考】目指す方向のイメージ図

